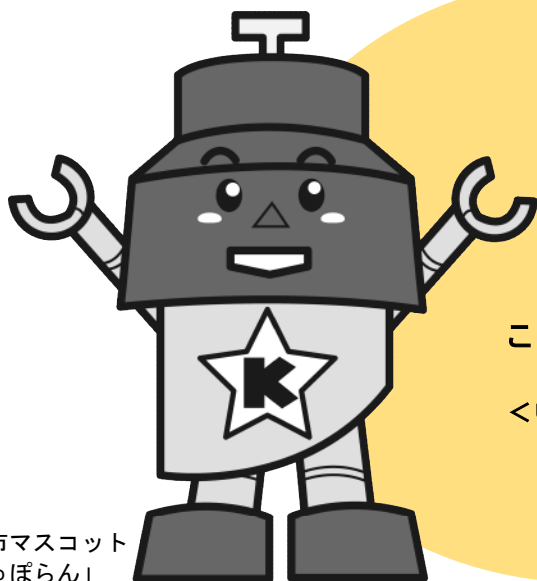


令和6年度 高齢者福祉事業のご案内



川口市マスコット
「きゅぼらん」



こちらから同じ資料がご覧いただけます


<URL> <https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01070/040/44536.html>

川口市役所 長寿支援課

電話 048-258-1110(市役所代表)

詳細については、各事業欄に記載の📞**問合せ**にご連絡ください。


【相談事業】…📞**問合せ**048-271-9745 長寿支援課 地域ケア係

事業名	対象者	内容	利用者負担額等
高齢者の総合相談	地域で暮らす高齢者と そのご家族	高齢者の総合相談窓口として地 域包括支援センターを市内20 箇所に設置しています。 住所地ごとに担当地域包括支援 センターが決まっています。	相談無料 月曜日～金曜日 午前8時半～午後5時 (開所時間外や休所日でも電話 相談に応じております。) ※詳細は別冊子又は ホームページを ご覧ください。 
認知症高齢者相談	認知症の心配のある方 や認知症の高齢者をか かえるご家族	心配ごとや在宅療養等につい て、電話及び面接により相談を お受けします。	川口市認知症高齢者相談所 川口6-5-14 高齢者在宅サービスセンター3階 電話 048-258-1476 相談無料 月曜日～金曜日(祝日除く) 午前9時～午後5時


事業名	対象者	内容	利用者負担額等
福祉電話の貸与	おおむね65歳以上の市県民税非課税世帯に属する単身高齢者及びこれに準ずる方	電話回線をお持ちでない高齢者に、固定電話回線の設置を行います。	基本料金及び通話料金は利用者負担になります。
緊急通報システム	A おおむね65歳以上で、急変をきたすおそれのある発作性、慢性疾患のある単身及び高齢者世帯 ※対象の病名については、事前にお問い合わせください	民間の通報センターで看護師等が24時間体制で対応し、必要に応じて救急車の出動依頼をします。また健康相談にも応じます。その他、月1回電話による安否確認も行います。 ※アナログの電話回線が必要です(固定型)。	貸与無料 (本体とペンダント送信機) ※機器紛失の場合は弁償となります。 電話回線の種類等によりご利用できない場合や、不都合が生じる場合があります。申請前にご相談ください。
	B おおむね65歳以上で、単身及び高齢者世帯(疾患要件は不要)	同上 ※固定型と携帯型があります。 ※事業者一覧の中から1社選んだ事業者と利用者が契約をします。	有料 (金額は各事業者異なる)
寝具乾燥消毒	おおむね65歳以上で、寝具を十分に乾燥できない状況にある高齢者世帯	寝具の乾燥消毒を月1回(夏秋は月2回)、洗濯を年2回行います。	乾燥消毒 1回 125円 洗濯 1回 500円
配食サービス	おおむね65歳以上の単身高齢者又は虚弱な高齢者世帯	食事を作ることが困難な単身高齢者又は高齢者世帯に、毎日夕食をお届けすることで安否の確認を行います。	1食 400円 チケット制
ねたきり高齢者等紙おむつ支給	おおむね65歳以上の市県民税非課税者で常時臥床又は認知症等で失禁状態にある方	カタログの中から希望される1種類を毎月支給します。	1,300円/月
自立支援(ヘルパー派遣)	おおむね65歳以上で病気やケガにより一時的に日常生活に支障のある方 ※介護保険を優先します	6ヶ月を限度に自立生活支援員を週2回まで派遣します。 家事援助(掃除・洗濯・買い物など) 身体介(入浴・清拭・排せつ介助など)	90分以内 410円/回 (利用時間は調査の上で決定します) ※生活保護世帯は無料
自立支援(福祉機器貸与)	同上 ※介護保険を優先します	6ヶ月を限度に福祉機器を貸与します。	○介護ベッド 800円/月 ○車いす 500円/月 ○エアーマット 800円/月 ○手すり 各種 500円~/月 ※生活保護世帯は無料
軽度生活支援	おおむね65歳以上の単身又は高齢者世帯で、病気やケガにより軽度な作業の支援を必要とする方	① 庭木の水やり ② 草取り ③ 家具転倒防止器具等の取付 ※転倒防止器具等はご自身でご用意してください。	介護保険料1～5段階の方 300円/1時間以内 介護保険料6段階以上の方 500円/1時間以内
日常生活用具の給付	おおむね65歳以上で、要介護認定等において、それぞれ右記の条件の方	① シルバーカー・杖・QRコード付き見守りシール* (要支援1以上の方) ② 電磁調理器 (高齢者世帯で要支援1以上の方がいる世帯) ③ 布団一式(要介護4・5の方)	介護保険料1～5段階の方 実費の3割 介護保険料6段階以上の方 実費の5割
	市県民税非課税世帯に属し持家に居住する方で、おおむね65歳以上の単身及び高齢者世帯又は要介護認定が要介護4・5の方	④ 火災警報器 一般住宅へ火災警報器を設置します。	設置無料
補聴器購入費の補助	65歳以上の市県民税非課税者で、障害者手帳に該当しない聴力だが補聴器が必要と医師から認められた方	医療機器認定を受けている補聴器の購入費(診察料・文書料等を除く)の一部を補助します。 ※申請前に購入されたものは補助対象外	補助限度額 2万円(1人1回限り)


※高齢者世帯とは、高齢者のみで構成された世帯です。

*…QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

【介護予防事業】…  **問合せ** 048-271-9745 長寿支援課 地域ケア係

事業名	内容
健康アップ教室	65歳以上の方を対象に、運動器の機能向上を中心としながら、栄養改善、口腔機能の向上などを含め総合的なプログラムによる、将来的な介護予防を行います。 開催時期：(Ⅰ) 4月～6月 (Ⅱ) 7月～9月 (Ⅲ) 10月～12月 (Ⅳ) 1月～3月 ※詳細はお住まいの地域包括支援センターへお問い合わせ下さい。
口腔教室	65歳以上の方を対象に、適切な口腔ケアの手法や食事の摂取・肺炎予防など、口腔機能の向上プログラムによる、将来的な介護予防を行います。 開催時期：(Ⅰ) 4月～6月 (Ⅱ) 7月～9月 (Ⅲ) 10月～12月 (Ⅳ) 1月～3月 ※詳細はお住まいの地域包括支援センターへお問い合わせ下さい。
生き生き デイサービス	老人福祉センター（たたら荘）、鳩ヶ谷福祉センター（は～とふる鳩ヶ谷）にて、毎月4回、体操や健康づくり講座やレクリエーション等を実施します。 施設の利用料として100円がかかります。 ※詳細は長寿支援課や地域包括支援センターに設置のチラシをご覧ください。
介護予防 ギフトボックス	65歳以上の方を対象に、市内で活動している介護予防や生きがいがづくり、仲間づくり等に役立つ教室を紹介し、参加費の一部の助成を行います。 ※詳細は市内各施設（長寿支援課窓口、地域包括支援センター等）に設置のパンフレット等をご覧ください。

【生きがいがづくり事業】…  **問合せ** 048-259-7651 長寿支援課 生きがい対策係



事業名	内容
生きがいがづくり アドバイザーによる 相談	老人福祉センター（たたら荘）と鳩ヶ谷福祉センター（は～とふる鳩ヶ谷）にて各施設毎月3回程度、専門の相談員による生きがい相談を実施しています。 健康や生きがいがづくり、日常生活での悩みごとなど、気軽にご相談ください。 相談は無料です。（ただし、施設の利用料として100円がかかります。） <div style="float: right; text-align: right;"> <small>※相談日は ホームページから ご覧いただけます</small>  </div>
地域支えあい 「あんしんカード」	「あんしんカード」は、外出時に突然、事故や災害などにあつた場合に自分の氏名や緊急連絡先等を記載したカード情報により、迅速な身元確認に役立てるものです。「あんしんカード」は、65歳になられた方に郵送でお送りしています。 ※紛失された場合は長寿支援課窓口等で再発行の手続きが可能です。 ※「あんしんカード」の提示により、使用料等が割引になる公共施設等があります。
高齢者公衆浴場入 浴料減免事業 (入浴サービス)	65歳以上の方は、市内の浴場組合に加盟する協力銭湯に「あんしんカード」を提示すると毎週土曜日、敬老の日（9月の第3月曜日）、福祉の日（10月25日）に1日1回に限り割引価格で入浴できます。※福祉の日（10月25日）が土曜日の場合は別日に実施
敬老祝賀事業	長寿を祝う節目の年となる傘寿（80歳）と卒寿（90歳）を迎えられる方に市長からのお祝いのメッセージと、毎日を明るく元気に幸福に過ごしていただけるよう介護予防等の情報案内を郵送でお送りしています。

【住居支援事業】…  **問合せ** 048-259-7651 長寿支援課 生きがい対策係

事業名	対象者	内容	利用者負担額等
世帯住替家賃助成	65歳以上の方で市県民税非課税の高齢者世帯 (生活保護世帯の方を除く)	民間の賃貸住宅に居住し転居を求められている場合に、転居後の家賃との差額を助成します。	助成限度額 月2万円 家賃7万円未満 最長10年間
入居保証支援	65歳以上の方で所得の低い 高齢者世帯	民間賃貸住宅の入居を希望する利用者が、市と協定を結ぶ保証会社の「家賃債務保証制度」を利用した場合の初回の保証料の一部を助成します。	初回保証料（共益費を含む家賃の半額）の1/2の額を助成します。 助成限度額 3万円

事業名	対象者	内容	利用者負担額等
住宅改善整備費補助	(1) 65歳以上で、要支援・要介護認定を受けている方、又はその同居親族 (2) 2年以上市内に住所を有し市税を完納している方	①車いす段差解消機、階段昇降機の設置。 ②居室内等のトイレの新設。 ※介護保険で行う工事は除きます。	工事に要した費用の2/3を補助します。 補助限度額 20万円

【給付事業】…☎問合せ 048-259-7651 長寿支援課 生きがい対策係

事業名	内容	
重度要介護高齢者福祉手当	65歳以上の方で、要介護4・5の認定を受け、介護保険料段階が1～5段階の方 (養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護保険施設入所者及び生活保護世帯の方を除く) 月額 5,000円	※手当の対象になるかご確認いただけます 
外国人高齢者等福祉手当	1年以上居住していて、かつ永住許可を得ている外国人の方で、大正15年4月1日以前に出生した方又は昭和57年1月1日で満20歳以上で重度の障害手帳の交付を受けている方(公的年金を受けていない方) 月額 5,000円	
敬老祝金	8月31日現在、引き続き1年以上住所があり、賀寿を迎えられた下記対象の方に、敬老と長寿を祝福し祝金を9月に贈呈します。 (対象者へ通知文を送付) 贈呈祝金 満77歳 5千円・満88歳 2万円・満99歳 5万円	※対象年度をご確認いただけます 

【その他】…☎問合せ 048-259-7652 長寿支援課 支援係

事業名	内容
障害者控除対象者認定書	65歳以上で介護保険の要介護認定を受けている場合、障害者に準ずる者として、「障害者控除対象者認定書」の交付対象となり、所得税・住民税の控除が受けられる場合があります。
紙おむつ代の医療費控除に係る主治医意見書確認書類	介護保険の要介護認定を受けている方については、2年目以降の確定申告では医師が発行する「おむつ使用証明書」に代えて、介護認定にかかる主治医意見書の内容を確認した書類を使用することができる場合があります。発行可能かどうか、事前にお問合せ下さい。

※掲載の事業については、原則、市内に住所を有する市民が対象です。

公開中



川口市高齢者サービス情報検索サイト

「かわぐち元気ナビ」

高齢者が地域で安心して生活するために必要な情報をまとめて紹介します。お住まいの近くのサロンや体操などの集いの場、買い物・家事支援などの生活支援サービスや介護サービスなどを、目的や住所で簡単に検索できます。

簡単に見つけた!


かわぐち元気ナビ

使い方


～希望のサービスから探すとき～

カテゴリから検索



クリック or タッチ!

リストから選んで



詳細を確認!

